

		○国土交通省令第十八号 軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第二項及び第十四条、軌道法施行令（昭和二十八年政令第二百五十八号）第四条第一項及び第十七条並びに鉄道線路の道路への敷設の許可手続を定める政令（昭和六十二年政令第七十八号）第四条の規定に基づき、軌道法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。	
		改正後	改正前
第六条	起業目論見書ノ記載事項ノ変更ニシテ第二条第二号、第四号及第五号ニ掲タル事項ノ変更（第四号ニ在リテハ行政区画又ハ土地ノ名称ノ変更ニ依ルモノニ、第五号ニ在リテハ一般幅員及計画幅員ノ変更ニ限ル）ハ国土交通大臣ニ之ヲ届出ヅルヲ以テ足ル	（軌道法施行規則の一部改正） （軌道法施行規則（大正十二年内務省令）の一部を次のように改正する。）	（軌道法施行規則（大正十二年内務省令）の一部を次のように改正する。）
		国土交通大臣 齋藤 鉄夫	国土交通大臣 齋藤 鉄夫

## 第十一条

都道府県知事（当該都道府県ノ区域内ノ軌道ヲ敷設スル地ガ一ノ地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項ノ指定都市（以下「指定都市」と謂フ）ノ

区域内ノミニ在ル場合ニ於テハ當該指定都市ノ長以下同ジ）工事施行認可申請書ヲ国土交通大臣ニ送付スルトキハ認可ノ可否ニ関スル意見ヲ付スコトヲ得

## 第十二条

都道府県知事（当該都道府県ノ区域内ノ軌道ヲ敷設スル地ガ一ノ地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項ノ指定都市（以下「指定都市」と謂フ）ノ

区域内ノミニ在ル場合ニ於テハ當該指定都市ノ長以下同ジ）工事施行認可申請書ヲ国土交通大臣ニ送付スルトキハ認可ノ可否ニ関スル意見ヲ付スコトヲ得

## 第十三条

工事施行ノ認可ヲ受ケタル後線路ノ変更ノ認可ヲ申請セントスルトキハ第八条ノ規定ニ準シ線路実測図（新旧対照図添付）ヲ、工事方法書ノ記載事項（第九条第一項第十七号及同

条第二項第六号ニ掲タル事項ヲ除ク）ノ変更ノ認可ヲ申請セントスルトキハ第九条ノ規定ニ準シ変更セムトスル事項ニ関スル工事方法書（停留場ノ変更ニ在リテハ新旧対照図添付）ヲ作製シ其ノ事由ヲ具シ国土交通大臣（軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令（昭和二十八年政令第二百五十七号）第一条第一項各号及第

二項各号ニ掲タル事項ニ在リテハ都道府県知事）ニ提出スベシ

②前項ノ認可申請書ニハ工費予算書ヲ添付シ工費支出ノ途ヲ明ニスヘシ但シ重要ナラサル変更ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

## 第十三条

車両ニ関スル認可ヲ申請セントスルトキハ其ノ製作又ハ購入前設計ヲ定メ次ノ事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ国土交通大臣ニ提出スベシ

## 一 機関車

設計ノ異ル毎ニ使用区間ヲ明示シ設計書ヲ作製スルコト

## (イ) (ハ)

（略）

## (二) 主要寸法

平面、側面及端面並要部ノ断面ヲ示シ且主要ナル構造寸法ヲ記入シタル組立図ヲ添付スルコト

## 一 最大寸法

長ハ前後連結器連結面間ノ距離、幅ハ車体中心線ヨリ側部ニ於ケル最突出部迄ノ距離ノ二倍、高ハ軌条面ヨリ最高部迄ノ距離

## 一 車輪輪軸距

機関車及炭水車ヲ區別シ固定輪軸距、全輪輪軸距、機関車及炭水車ヲ合シタル全輪輪距

## 一 軌条面ヨリ連結器ノ中心迄ノ高

（ホ） ボイラノ構造構造概要ヲ示及実用最高汽压メガパスカルヲ以ス図面添付

## (イ) (リ)

（略）

## (エ) ボイラノ構造構造概要ヲ示及実用最高汽压メガパスカルヲ以ス図面添付

（ヌ） 車輪車軸ノ構造車輪車軸図、作図上必要ナル寸法ヲ詳記シタル輪鉄ノ現尺断面図及車輪ト轍叉トノ関係ヲ明示セル断面図添付

## 一 車輪ノ直径

動輪、導輪、従輪及炭水車ノ各輪ヲ區別シ記載スルコト

## 一 車輪一対ノ輪鉄内側距離

## (ル) (ヲ)

（略）

## (ワ) 制動機ノ種類及装置手用、蒸気、空氣制動機等ノ別ヲ記載シ制動装置図及制動率計算書添付

## 第十二条

都道府県知事工事施行認可申請書ヲ国土交通大臣ニ送付スルトキハ認可ノ可否ニ関スル

意見ヲ附スコトヲ得

## 第十三条

都道府県知事工事施行認可申請書ヲ国土交通大臣ニ送付スルトキハ認可ノ可否ニ関スル

意見ヲ附スコトヲ得

## 第十三条

工事施行ノ認可ヲ受ケタル後線路ヲ変更セムトスルトキハ第八条ノ規定ニ準シ線路実測図（新旧対照図添付）ヲ、工事方法書ノ記載事項（第九条第一項第十七号及同

条第二項第六号ニ掲タル事項ヲ除ク）ヲ変更セムトスルトキハ第九条ノ規定ニ準シ変更セムトスル事項ニ関スル工事方法書（停留場ノ変更ニ在リテハ新旧対照図添付）ヲ作製シ其ノ事由ヲ具シ国土交通大臣（軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令（昭和二十八年政令第二百五十七号）第一条第一項各号及第二項各号ニ掲タル事項ニ在リテハ都道府県知事）ノ認可ヲ受クヘシ

②前項ノ認可申請書ニハ工費予算書ヲ添付シ工費支出ノ途ヲ明ニスヘシ但シ重要ナラサル変更ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

## 第十三条

車両ニ関シテハ其ノ製作又ハ購入前設計ヲ定メ左ノ事項ヲ記載シ国土交通大臣ノ認可ヲ受クベシ

## 一 機関車

設計ノ異ル毎ニ使用区間ヲ明示シ設計書ヲ作製スルコト

## (イ) (ハ)

（略）

## (二) 主要寸法

平面、側面及端面並要部ノ断面ヲ示シ且主要ナル構造寸法ヲ記入シタル組立図ヲ添付スルコト

## 一 最大寸法

長ハ前後連結器連結面間ノ距離、幅ハ車体中心線ヨリ側部ニ於ケル最突出部迄ノ距離ノ二倍、高ハ軌条面ヨリ最高部迄ノ距離

## 一 車輪輪軸距

機関車及炭水車ヲ區別シ固定輪軸距、全輪輪距、機関車及炭水車ヲ合シタル全輪輪距

## 一 軌条面ヨリ連結器ノ中心迄ノ高

（ホ） ボイラノ構造構造概要ヲ示及実用最高汽压メガパスカルヲ以ス図面添付

## (イ) (リ)

（略）

## (エ) ボイラノ構造構造概要ヲ示及実用最高汽压メガパスカルヲ以ス図面添付

## (ヌ) 車輪車軸ノ構造車輪車軸図、作図上必要ナル寸法ヲ詳記シタル輪鉄ノ現尺断面図及車輪ト轍叉トノ関係ヲ明示セル断面図添付

## 一 車輪ノ直径

動輪、導輪、従輪及炭水車ノ各輪ヲ區別シ記載スルコト

## 一 車輪一対ノ輪鉄内側距離

## (ル) (ヲ)

（略）

## (ワ) 制動機ノ種類及装置手用、蒸気、空氣制動機等ノ別ヲ記載シ制動装置図及制動率計算書添付

(力)

自動列車停止装置又ハ自動列車制御装置ノ車上設備種類ヲ記載シ構造寸法ヲ明示ス

コト但シ既認可ノ車両ニ於ケル自動列車停止装置又ハ自動列車制御装置ノ車上設備ト同一設計ニ依ルモノニ付テハ其ノ旨ノ記載ヲ以テ之二代フルコトヲ得

(ヨ) (ナ) (略)

図面ヲ添付シ構造裝置ヲ説明スルコト

(ラ)

特殊設計置ヲ説明スルコト

二 客車及貨車 設計ノ異ル毎ニ使用区間ヲ明示シ設計書ヲ作製スルコト

(イ) (ハ) (略)

平面、側面及端面並要部ノ断面ヲ示シ且主要ナル構造寸法ヲ記入シタル組立図ヲ添付スルコト

(ト) 主要寸法 平面、側面及端面並要部ノ断面ヲ示シ且主要ナル構造寸法ヲ記入シタル組立図ヲ添付スルコト

一最大寸法 長ハ前後連結器連結面間ノ距離、幅ハ車体中心線ヨリ側部ニ於ケル最突出部迄ノ距離ノ二倍、高ハ軌条面ヨリ最高部迄ノ距離

一車体内寸法 客車ニ在リテハ各客室、郵便室、手小荷物室、車掌室ヲ貨車ニ在リテハ車掌室アルモノハ之ヲ區別シ長、幅及高ヲ記載スルコト

一固定輪軸距及ボギー中心間ノ距離

一軌条面ヨリ連結器ノ中心迄ノ高 空車ノトキ

(チ) (リ) (略)

車輪車軸ノ構造 車輪車軸図、作図上必要ナル寸法ヲ詳記シタル輪鉄ノ現状断面図及車輪ト轍又トノ関係ヲ明示セル断面図添付

一車輪ノ直径

一車輪一対ノ輪鉄内側距離

(ル) (ヲ) (略)

特殊設計置ヲ説明スルコト

(カ) (レ) (略)

制動機ノ種類及装置 手用、空氣、車側制動機等ノ別ヲ記載シ制動装置図及制動率計算書添付

(シ) (略)

特殊設計置ヲ説明スルコト

四 電気機関車及電車

(イ) (二) (略)

集電装置ノ構造 図面添付種類及箇数

(略)

既ニ認可又ハ確認ヲ受ケタル車両ヲ購入スル場合ニ於テ認可ヲ申請セントスルトキハ第一項ノ規定ニ拘ラズ車両ヲ使用セムトスル区間、前使用者名並新旧ノ形式及番号又ハ記号番号ヲ記載シ且契約書ノ写並車輪ト轍又トノ関係図及階段ト乗降場トノ関係図ヲ添付シ都道府県知事ニ提出スベシ此ノ場合ニ於テ改造ヲ加ヘムトスルトキハ新旧ヲ对照シ其ノ理由及図面ヲ添付スベシ

(力)

自動列車停止装置又ハ自動列車制御装置ノ車上設備種類ヲ記載シ構造寸法ヲ明示ス

コト但シ既認可ノ車両ニ於ケル自動列車停止装置又ハ自動列車制御装置ノ車上設備ト同一設計ニ依ルモノニ付テハ其ノ旨ノ記載ヲ以テ之二代フルコトヲ得

(ヨ) (ナ) (略)

図面ヲ添附シ構造裝置ヲ説明スルコト

(ラ)

特殊設計置ヲ説明スルコト

二 客車及貨車 設計ノ異ル毎ニ使用区間ヲ明示シ設計書ヲ作製スルコト

(イ) (ハ) (略)

平面、側面及端面並要部ノ断面ヲ示シ且主要ナル構造寸法ヲ記入シタル組立図ヲ添付スルコト

(ト) 主要寸法 平面、側面及端面並要部ノ断面ヲ示シ且主要ナル構造寸法ヲ記入シタル組立図ヲ添付スルコト

一最大寸法 長ハ前後連結器連結面間ノ距離、幅ハ車体中心線ヨリ側部ニ於ケル最突出部迄ノ距離ノ二倍、高ハ軌条面ヨリ最高部迄ノ距離

一車体内寸法 客車ニ在リテハ各客室、郵便室、手小荷物室、車掌室ヲ貨車ニ在リテハ車掌室アルモノハ之ヲ區別シ長、幅及高ヲ記載スルコト

一固定輪軸距及ボギー中心間ノ距離

一軌条面ヨリ連結器ノ中心迄ノ高 空車ノトキ

(チ) (リ) (略)

車輪車軸ノ構造 車輪車軸図、作図上必要ナル寸法ヲ詳記シタル輪鉄ノ現状断面図及車輪ト轍又トノ関係ヲ明示セル断面図添付

一車輪ノ直径

一車輪一対ノ輪鉄内側距離

(ル) (ヲ) (略)

特殊設計置ヲ説明スルコト

(カ) (レ) (略)

制動機ノ種類及装置 手用、空氣、車側制動機等ノ別ヲ記載シ制動装置図及制動率計算書添付

(シ) (略)

特殊設計置ヲ説明スルコト

四 電気機関車及電車

(イ) (二) (略)

集電装置ノ構造 図面添付種類及箇数

(略)

既ニ認可又ハ確認ヲ受ケタル車両ヲ購入スル場合ニ於テ第一項ノ規定ニ拘ラズ車両ヲ使用セムトスル区間、前使用者名並新旧ノ形式及番号又ハ記号番号ヲ記載シ且契約書ノ写並車輪ト轍又トノ関係図及階段ト乗降場トノ関係図ヲ添付シ都道府県知事ニ提出スベシ此ノ場合ニ於テ改造ヲ加ヘムトスルトキハ新旧ヲ对照シ其ノ理由及図面ヲ添付スベシ

(④)

車両ノ図面二八主要材料表(第三号ノ六様式)ヲ添付スベシ

(④)

車両ノ図面二八主要材料表(第三号ノ六様式)ヲ添付スベシ

(専用軌道規則の一部改正)	
第一条 一般交通ノ用ニ供セサル軌道ヲ道路ニ敷設セムトスル者ハ都道府県知事(当該都道府県ノ区域内ノ軌道ヲ敷設スル地ガノ地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項ノ指定都市ノ区域内ノミニ在ル場合ニ於テハ当該指定都市ノ長以下同ジ)ノ許可ヲ受クヘシ	改 正 後

(専用軌道規則の一部改正)	
第二条 専用軌道規則(大正十二年内務省令第四十五号)の一部を次のように改正する。	(略)
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する。改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう	(略)

(専用軌道規則の一部改正)	
第一条 一般交通ノ用ニ供セサル軌道ヲ道路ニ敷設セムトスル者ハ都道府県知事(許可ヲ受クヘシ)	改 正 前
(略)	(略)

  

(専用軌道規則の一部改正)	
第二条 専用軌道規則(大正十二年内務省令第四十五号)の一部を次のように改正する。	(略)
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する。改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう	(略)

附 則		<p>この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和二年法律第四十一号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。</p> <p>（略）</p>	<p>（軌道建設規程の一部改正）</p> <p>第三条 軌道建設規程（大正十二年内閣内閣省令）の一部を次のように改正する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="639 608 655 714">改 正 後</th> <th data-bbox="925 608 941 714">改 正 前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="639 714 679 2082"> <p>（鉄道線路の道路への敷設の許可手続に関する省令の一部改正）</p> <p>②特別ノ事由アル場合ニ於テハ国土交通大臣ノ認可ヲ受ケ前各条ニ規定スル設計ニ依ラサルコトヲ得</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう</p> </td><td data-bbox="925 714 949 2082"> <p>（鉄道線路の道路への敷設の許可手続に関する省令の一部改正）</p> <p>②特別ノ事由アル場合ニ於テハ国土交通大臣ノ許可ヲ受ケ前各条ニ規定スル設計ニ依ラサルコトヲ得</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう</p> </td></tr> </tbody> </table>	改 正 後	改 正 前	<p>（鉄道線路の道路への敷設の許可手続に関する省令の一部改正）</p> <p>②特別ノ事由アル場合ニ於テハ国土交通大臣ノ認可ヲ受ケ前各条ニ規定スル設計ニ依ラサルコトヲ得</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう</p>	<p>（鉄道線路の道路への敷設の許可手続に関する省令の一部改正）</p> <p>②特別ノ事由アル場合ニ於テハ国土交通大臣ノ許可ヲ受ケ前各条ニ規定スル設計ニ依ラサルコトヲ得</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう</p>	<p>（軌道建設規程の一部改正）</p> <p>第四条 軌道法第十二条及第二十四条ノ規定ハ本令ニ規定スル軌道ニ之ヲ準用ス</p> <p>第五条 許可ヲ受ケタル者力法令若ハ法令ニ基キテ為ス命令又ハ許可ニ附シタル条件ニ違反シ其ノ他公益ヲ害スル行為ヲ為シタルトキハ都道府県知事ハ許可ノ全部又ハ一部ヲ取消スコトヲ得</p> <p>第六条 許可ヲ受ケタル者力法令若ハ法令ニ基キテ為ス命令又ハ許可若ハ認可ニ附シタル条件ニ違反シ其ノ他公益ヲ害スル行為ヲ為シタルトキハ都道府県知事ハ許可ノ全部又ハ一部ヲ取消スコトヲ得</p>	<p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p>
改 正 後	改 正 前								
<p>（鉄道線路の道路への敷設の許可手続に関する省令の一部改正）</p> <p>②特別ノ事由アル場合ニ於テハ国土交通大臣ノ認可ヲ受ケ前各条ニ規定スル設計ニ依ラサルコトヲ得</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう</p>	<p>（鉄道線路の道路への敷設の許可手続に関する省令の一部改正）</p> <p>②特別ノ事由アル場合ニ於テハ国土交通大臣ノ許可ヲ受ケ前各条ニ規定スル設計ニ依ラサルコトヲ得</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう</p>								